

「西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務」業務説明書

(1) 業務名

西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務

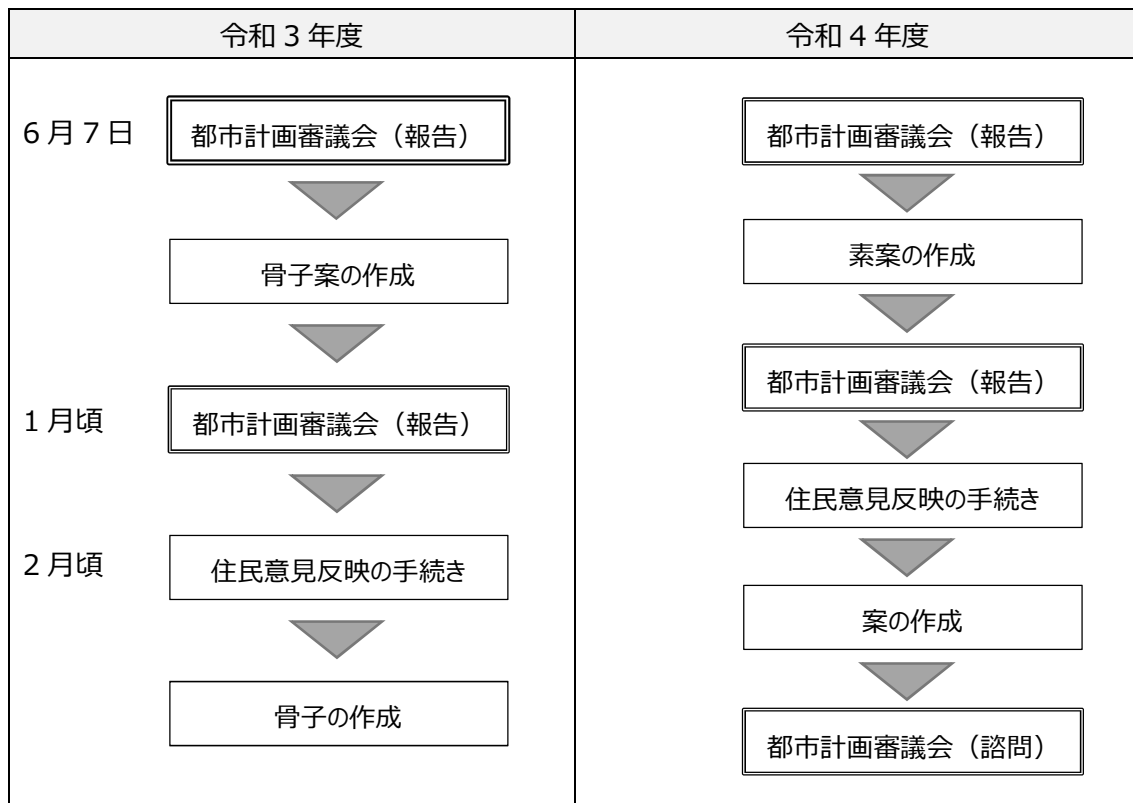
(2) 目的

本業務における「西宮市都市計画マスタープラン」とは、都市計画法第 18 条の 2 に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針として策定されるものである。

本市では、平成 14 年に、計画期間をおおむね 10 年間とした「西宮市都市計画マスタープラン」(1 期目) を策定した。その後、平成 23 年に、計画期間をおおむね 10 年とし、「西宮市都市計画マスタープラン」(2 期目) 策定し、平成 29 年には、中間改定を行っている。

本業務では、3 期目となる「西宮市都市計画マスタープラン」について、課題整理や住民等の意見を基に、骨子案を取りまとめるための支援業務等を行う。

(3) 策定スケジュール (案)



(4) 業務概要

業務の概要は下記の通り。

詳細については、別紙仕様書（案）を参照のこと。

- 1) 西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務（令和3年度）
 1. 現況・課題整理
 2. 都市の将来像・基本理念の作成支援
 3. 都市計画の方向性の作成支援
 4. 骨子案作成支援
 5. 広報資料の作成
 6. 会議の運営支援
 7. 意見とりまとめ
- 2) 西宮市都市計画マスタープラン（案）作成支援業務（令和4年度） ※予定
 1. 全体構想の作成支援
 2. 地区まちづくりに係る方針の作成支援
 3. 進捗管理および評価のための指標の検討
 4. 素案作成支援
 5. 広報資料の作成
 6. 会議の運営支援
 7. 意見とりまとめ

(5) 委託上限金額

- 1) 西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務
6,100,000 円（税込み）
- 2) 西宮市都市計画マスタープラン（案）策定支援業務
5,900,000 円（税込み） ※予定

(6) 履行期間

- 1) 西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務
契約締結日の翌日から令和4年3月31日まで
- 2) 西宮市都市計画マスタープラン（案）策定支援業務
契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで ※予定

※本業務に引き続き、令和4年度に、「西宮市都市計画マスタープラン（案）作成支援業務」を別途発注する予定。

今年度の業務成績が良好と認められる場合は、来年度の業務について契約を行う。ただし、翌年

度の予算が本市議会で議決された場合にのみ契約するものであり、(4)2)の業務内容及び(5)2)の金額については参考とする。

(7) 支払方法

業務完了払いとする。

(8) 委託先候補特定方法

「西宮市政策局公募型プロポーザル実施要領」に基づき、委託先候補を特定する。

特定方法・評価基準等の詳細は、「西宮市都市計画マスタープラン骨子案作成支援業務」に係る公募型プロポーザル実施要領を参照すること。

(9) 問い合わせ先

西宮市役所政策局都市計部都市計画課（担当：土地利用チーム）

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3（西宮市役所南館3階）

Tel ; 0798-35-3603、Fax;0798-34-6638

E-mail ; toshikei@nishi.or.jp